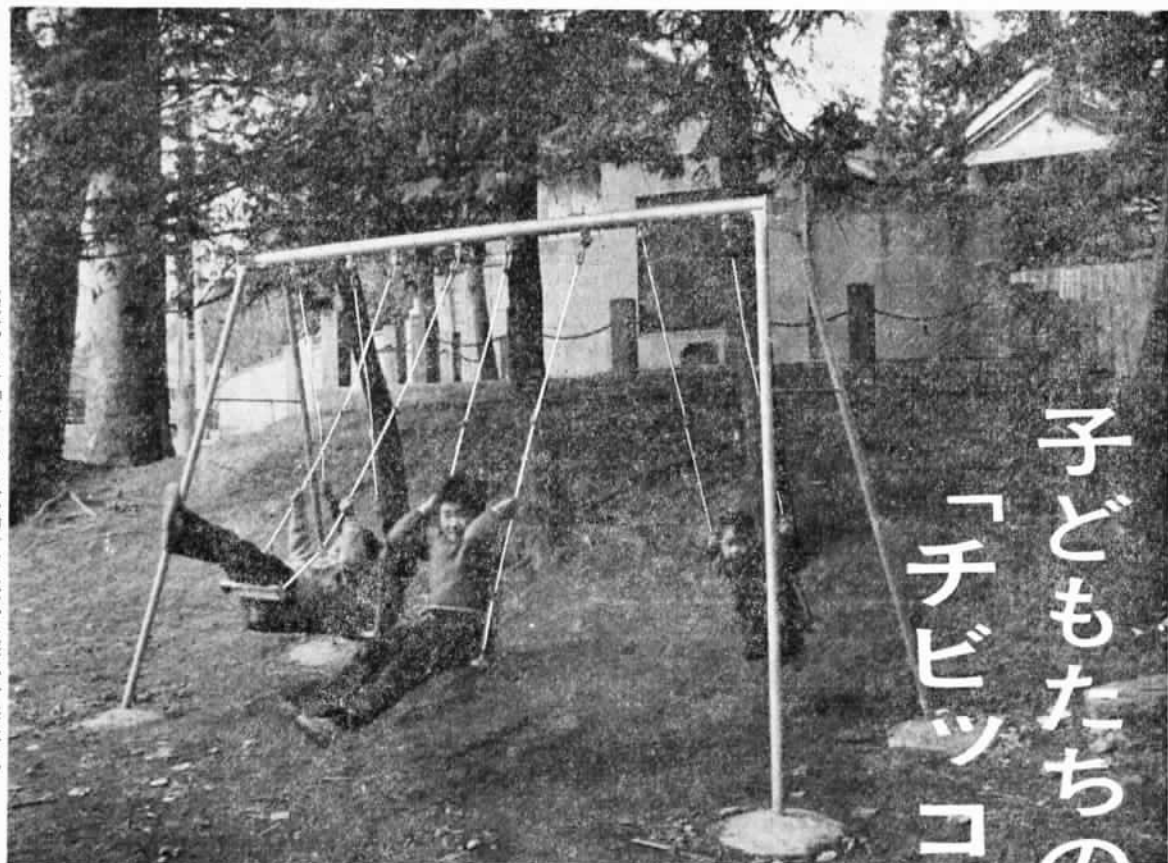


1969年
2月号

第167号
毎月1回
15日発行
定価1部5円

市報 いしおか

発行所
石岡市役所
石岡市大字石岡408番地
電話(代表)②4111番
郵便番号315
発行人 大和田健三郎
編集 総務部



子どもたちの楽園を 「チビッコ広場」づくり

(完成した「チビッコ広場」で元気に遊ぶ子供たち)

年々、市街地整備や宅地造成などが行なわれ、子どもたちが安心して楽しく遊べる場所が少なくなり、家の中で遊んだり、道路上で遊んだりする子どもが増え、それが原因で、自閉症になったり、痛ましい交通事故の犠牲になったりするケースが非常に多くなっており、このように、育ち盛りの子どもたちは精神的にも、肉体的にも制約された環境のもとに、毎日生活しております。そこで、子どもたちを恐ろしい交通事故から守り、伸び伸びと明るく健康に育ててゆこうと、いま、全国的に「チビッコ広場」づくりが行なわれております。市でも、昨年から市内の神社や寺の境内、空地などを利用して六ヶ所ほどつくることになっております。

このうちの二ヶ所(三村の正月平と高浜の総社宮境内)がすでに完成し、スベリ台やブランコ、鉄棒などの遊具が備えつけられ、附近の子どもたちにたいへん喜ばれております。

このほかに、次の四ヶ所が年内にできあがる予定になっております。

○国分町国分寺境内

(二〇〇坪)

○若松町八幡宮境内

(八〇坪)

○井関盛賢寺境内

(二〇〇坪)

○桑谷宝珠院境内

(八〇坪)

なお、このほかにもできるだけ多くの「チビッコ広場」をつくってゆく予定ですのでご協力ください。

住民税の申告はお忘れなく

申告期限は三月十五日まで

ことしも住民税の申告時期になりました。

正しい課税は、正しい申告により行なわれます。

不正な申告をした場合、また、申告をしない場合には諸控除(雑損、医療、社会保険料、生命保険料、勤労学生控除など)が認められなくなり、たかい税金を納めることになり、たいへん損をすることになりますので三月十五日までに四十三年中に得た所得と控除できる金額をよく計算して正しい申告をしていただきたいものです。

申告しなければならぬ人

昭和四十四年一月一日現在市内に住んでいた方で、次のような場合には申告しなければなりません。

(1) 昭和四十三年中に、営業農業、配当、不動産(地代、家賃)譲渡など各種の所得(利子所得は除く)のあった場合。

(2) 給与所得者で次のような場合。

○ 給与所得のほかに、地代、家賃、配当、原稿料退職金などの給与以外の所得があった場合。

○ 給与所得の方でも事業主が市へ「給与支払報告書」を提出しないと(提出したかしないかは、事業主にお聞きにな

るか、市役所の税務担当者におたずねください)

○ 雑損控除、および医療費控除をうけようとするとき

なお、所得税の確定申告をした方は、申告しなくてもよいことになっております。

くわしくは、市役所財務部市民税係でおたずねください

にせ税理士にご注意を!!

毎年の税金の申告時期になる「にせ税理士」による被害をしばしば耳にいたしますが、税務署や税理士会にご連絡くださるようお願いいたします。土浦税務署 電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三 電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

議会の動き

文教委員、各施設を視察

文教委員会(川島操委員長)では、一月十七日、二十四日の両日、市内の小中学校や各施設を視察しました。

十七日には、小中学校の教育の実情、設備の整備状況などをつぶさに見て回りました。

また、二十四日には、市内の保育所や母子寮、授産所などの各施設を視察、特に、保育所、児童館などの児童施設については、園児の保育状況、職員の配置問題、給食の実施状況など細

かい点につき、同行した福祉事務所長に質問今後の教育行政、児童福祉行政に対する議会の積極的な姿勢を示しました。

建設委員は道路の整備状況などを視察

建設委員会(大手足定保委員長)でも、二十四日の午後から市内の道路整備状況や現在建設中である市営住宅、分譲住宅の建設現場などを視察しました。

道路については、市道整備四ヶ年計画の実施により、だんだん良くなってきています

が、まだまだ整備しなければならぬ箇所が多く、今後における整備促進方を同行の建

設部長に強く要望しました

総務委員会、産業経済委員会の協議会を開く

総務委員会(福田才二委員長)では去る一月十七日議場委員会室において協議会を開き、消防機構審議会

より答申されたものにもなう、昭和四十四年度事業計画について審議しました

また、産業経済委員会(飯田政雄委員長)でも、一月二十五日に協議会を開き

昭和四十三年度の事業執行状況や昭和四十四年度の事業計画について審議しました

昭和四十四年一月一日現在で調整した農業委員会委員の選挙人名簿を二月二十三日から三月九日までの五日間、毎日午前八時三十分から午後五時まで市役所総務部内選挙管理委員会において選挙人名簿の縦覧を行ないます。

なお、ことは、農業委員会委員の改選の年であり、このため必ず確認をしていただきたいものです。

市営住宅入居資格基準を改める

市営住宅の入居希望者を募る場合、その収入金額に応じて入居する資格があるかどうかをきめることになっておりますが、昨年の十二月に開かれた定例市議会において、石岡市市営住宅管理条例の一部が改正され、これらの基準収入額などが改められました。

これまで、第一種住宅への入居希望者の基準収入額は月額二万円をこえ三万六千円以下であったものが、二万四千円をこえ四万円以下に、第二種住宅は二万円以下であったものが二万四千円以下に、また、入居希望者の基準収入額を算定する場合に、その者の収入額から扶養親族一人について二千円を控除することになっていましたが、この控除額が三千円にそれぞれ改められました。

名簿登録の確認を

農業委員選挙人

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

電話土浦(2)〇四六三・〇五二三

電話土浦(2)一一〇〇〜一〇三三

心配ごとはありませんか

「困りごと相談所」へどうぞ

人には、それぞれ心配ごとはつきものであり、これら心配ごとはだれにも相談できず、また、どこへいかに訴えたらよいかわからないで困っている人たちのために、市では、三月より「困りごと相談所」を設けることになりました。

どんなささいなことでも結構です。お気軽にどしどし相談ください。

相談の内容については、絶対に秘密になっておりますので、ほかに漏れたりすることはありません。

相談員の方々は、民生委員、医師、関係官公署の職員などが相談に応ずることになっております。

なお、相談日、場所などは次のようになっております。

○相談日時
毎月第一金曜日と第三金曜日（相談日が祭日の場合には休ませていただきます）の午前十時から午後三時まで

○相談場所
市民会館

図書館だより

始めて利用される方へ

図書館を始めて利用される方は、印鑑を持参すれば好きな本が一人二冊まで一週間借りることが出来ます。

もちろん無料です。

なお、図書館は、石岡小学校プール脇にあります。

最近よく読まれている本

天と地と（海音寺潮五郎著）
青春の蹊跡（石川達三著）
半七捕物帖（岡本綺堂著）
若い人（石坂洋次郎著）
ゲバラ日記（エルンストチエ、ゲバラ）
石狩平野（船山馨著）
恋歌（五木寛之著）
石原慎太郎全集、山手樹一

郎全集、園芸全書

以上のような本が多く読まれております。

まだ読んでいない方はぜひご覧ください。

史跡めぐり

府中石岡城跡

石岡小学校の西側あたり、現在は、閉静な住宅地となっているところが、三の丸にあたる古城のあった場所だと言われております。

この城は、常陸国府の退廃後、平大権（たいらのだいじょう）の領地となり、第十六代詮幹（あきもと）が馬場城

（水戸城）の支城として築いたもので、後に、府中を本城として、水戸を支城としました。

城の広さは、東西五町（およそ四五メートル）、南北四町（およそ四三六メートル）自然の大丘陵を利用した城構だったので、常に堅城を誇っております。

いまは、いくつかの空壕と土手構えがあるだけで、当時のしのぶことはできません。

今月の納税
固定資産
4期 都市計画
税

納期限は
2月28日限りです

市役所への届け出はよく内容などを確かめてから

皆さんが、市役所へ届け出で（出生届、死亡届、転入届、転出届、婚姻届、転居届、印鑑登録申請、印鑑証明の交付申請、印鑑登録変更申請）をする場合に、必要な書類や印鑑などを忘れ、何度も足を運ばれる方がありません。

このようなことは、市役所の事務処理の面からも、また皆さん方にとってもたいへんむだなことであります。

これらのむだを少しでもなくするために、市役所へ届け出をするときには、次のことをよく確かめてからおいでください。

申請の種類	必要なこと
印鑑登録申請 （はじめて印鑑の登録をするとき）	①本人が実印として登録しようとする印鑑をもつてくる
印鑑登録変更申請 （改印するとき）	②石岡市に印鑑登録してある印鑑を押印した保証人の保証がなければなりません ③改印する場合は、登録してある印鑑を持参するとともに①、②と同じ手続を必要とする
印鑑証明の交付申請	①本人が登録してある実印をもつてくる ②代理人の場合には、保証人の保証のある委任状を必要とする

届け出の種類	持参するもの	注意すること
出生届	○出生届書 ○母子手帳 ○国保の保険証 ○印鑑	①出生した日から十四日以内に届けてください。
死亡届	○死亡届書 ○お米の通帳 ○国保の保険証 ○国民年金証および国民年金 ○印鑑	①死亡した日から七日以内に届けてください ②墓地の場所をおぼえて来てください ③世帯主が死亡したときは次の世帯主をきめて来てください
婚姻届	○婚姻届書 ○お米の通帳 ○国保の保険証 ○戸籍の抄本 ○印鑑	①夫婦相互の印鑑及び証人二人の印鑑 ②本籍地が他市町村にある方は戸籍抄本
転入届	○転出証明書 ○国保の保険証 ○国民年金手帳 ○お米の通帳 ○印鑑	転入した日から十四日以内
転出届	○国保の保険証 ○お米の通帳 ○印鑑	①転出する前に、転出証明書の交付を受ける

